

【協議事項】

No.21 委員会配付資料の HP 掲載時期の変更及び 傍聴者の HP 閲覧について	事務局提案
---	-------

【提案趣旨】

本市議会では、平成26年から各委員会で用いた資料を積極的に公開するため、委員会終了後、速やかにホームページに公開している。

今後は、市民により分かりやすい委員会運営に努めるため、委員会の開会時間に合わせて委員会資料をホームページで公開し、傍聴者が個人持ち込みのタブレット（スマートフォンを含む。以下同じ。）端末を活用することで、執行部の資料説明の際に傍聴者も同時に資料の確認ができるようにしてはどうか。

1. 主な改正点

- (1) 委員会資料のホームページ掲載時期を「委員会終了後」から「委員会開会時」に変更する。
- (2) 傍聴者にタブレット端末の操作を認める。ただし、操作目的は委員会資料の閲覧に限るものとする。

2. 傍聴者への対応

北九州市議会委員会傍聴規則では、「委員会室又は本会議場の秩序を乱し、若しくは議事の妨害となるものの持込その他の行為をしないこと。」が規定されていることから、これまで以上に、委員会室入室前に「マナーモードの徹底」や「端末操作の目的」をしっかりと周知することとする。

【委員会の傍聴者への対応】

平成 14 年 2 月

付議事件及び委員席を記載した資料、請願・陳情文書表を配付することとした。

平成 26 年 4 月

委員会終了後に市議会ホームページに委員会で配付した資料を掲載することとした。

平成 26 年 5 月

執行部が作成した請願・陳情の審査資料を傍聴者にも配付することとした。

令和 2 年 2 月

委員会で配付する資料等を傍聴者に対し閲覧用として 2 部設置することとした。